（民事保全規則の一部改正）

第六条　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「第百三十五条」を「第百三十三条の二、同規則第百三十五条」に改め、「この場合において」の下に「、同規則第百三十三条の二中「法第百四十五条第四項」とあるのは「民事保全法第五十条第五項において準用する法第百四十五条第四項」と、同条第二項中「法第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全法第五十条第五項において準用する法第百五十三条第一項又は第二項」と」を加える。

第四十二条第二項中「及び第二項」を「、第二項及び第八項」に、「準用する民事執行法第百四十七条第一項」を「準用する法第百四十七条第一項」に改める。

第四十二条の二第二項中「第百四十六条」を「第百四十五条第四項、同法第百四十六条」に、「第四十一条第一項並びに民事執行規則第百三十五条」を「第四十一条第一項並びに民事執行規則第百三十三条の二、同規則第百三十五条」に改め、「(第一項」の下に「及び第十一項」を、「と、民事執行法」の下に「第百四十五条第四項中「第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する第百五十三条第一項又は第二項」と、同法」を、「民事執行規則第百五十条の十二第三項」と」の下に「、同規則第百三十三条の二中「法第百四十五条第四項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第百四十五条第四項」と、同条第二項中「法第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第百五十三条第一項又は第二項」と」を加え、「民事執行法第百四十七条第一項」を「法第百四十七条第一項」に改め、「準用する法第百五十三条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「民事執行法第百五十三条第一項」を「法第百五十三条第一項又は第二項」に改める。

（犯罪収益に係る保全手続等に関する規則の一部改正）

第七条　犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第十二項中「指名債権」を「債権」に改める。

第十六条第三項中「第百五十五条第三項」を「第百五十五条第四項」に、「第百六十七条の十四」を「第百六十七条の十四第一項」に、「確定した」を「効力を生じた」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号。以下「民事執行法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中民事執行規則第二十一条の改正規定　民事執行法等改正法の施行の日又は民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号。以下「民法改正法」という。）の施行の日のいずれか早い日

二　第一条中民事執行規則第百五十条の十六の改正規定及び第七条中犯罪収益に係る保全手続等に関する規則第十一条の二の改正規定　民法改正法の施行の日

（売却の手続に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の日前に裁判所書記官が民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第六十四条第四項に規定する売却を実施させる旨の処分をした場合における当該処分に係る売却の手続については、なお従前の例による。

（子の引渡しの強制執行に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の民事執行規則（以下「新民事執行規則」という。）第百五十七条から第百六十四条までの規定は、この規則の施行の日前に申し立てられた子の引渡しを目的とする請求権についての強制執行の事件については、適用しない。

（調整規定）

第四条　民事執行法等改正法の施行の日が民法改正法の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における新民事執行規則第二十一条の規定の適用については、同条第五号中「法第百七十一条第一項各号、法第百七十二条第一項又は法第百七十四条第一項第一号に規定する方法による」とあるのは、「法第百七十四条第一項第一号に規定する方法による強制執行又は民法第四百十四条第二項本文若しくは第三項に規定する請求に係る」とする。

2　民法改正法の施行の日が民事執行法等改正法の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における新民事執行規則第二十一条の規定の適用については、同条第五号中「、法第百七十二条第一項又は法第百七十四条第一項第一号」とあるのは、「又は法第百七十二条第一項」とする。

第五条　民事執行法等改正法の施行の日が民法改正法の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における新民事執行規則第百九十一条第一項の規定の適用については、同項中「同号の預貯金債権」とあるのは「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下この項において「預金等に係る債権」という。）」と、「その預貯金債権」とあるのは「その預金等に係る債権」とする。

最高裁判所長官　大谷　直人

○最高裁判所規則第六号

船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十七日

最高裁判所

船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の一部を改正する規則

船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則（昭和五十一年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶油濁等損害賠償責任制限事件等手続規則

第一条中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改め、「第十一条」の下に「(法第三十九条第二項及び第四十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三条中「第三十一条」の下に「(法第四十三条第五項及び第五十一条第五項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六条の見出しを「(タンカー油濁損害に係る責任制限手続に関する準用規定)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続に関する準用規定)

第七条　この規則に定めるもののほか、法の規定による一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続については、船舶所有者等責任制限事件手続規則の規定を準用する。この場合において、同規則第一条第二項第五号及び第九号中「船舶、救助船舶又は救助者」とあるのは、「タンカー又は一般船舶」と読み替えるものとする。

(難破物除去損害に係る責任制限手続に関する準用規定)

第八条　この規則に定めるもののほか、法の規定による難破物除去損害に係る責任制限手続については、船舶所有者等責任制限事件手続規則（第十一条、第十二条及び第十六条第二項第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第一条第二項第五号及び第九号中「船舶、救助船舶又は救助者」とあるのは、「タンカー又は一般船舶」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人